

## 第23回 京都市自殺総合対策連絡会 会議録

<主な意見交換>

### ア 京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕における自殺対策の実施状況について

#### ○「京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕における自殺対策」

\*事務局から資料1について説明。

#### ○「京都市の自殺の状況について」

\*事務局から資料2について説明。

・資料2の中で、京都市においては全国と比較して、児童・生徒等の自殺者数に占める大学生の自殺割合が高いとの説明があった。これは、京都市に在住する大学生の割合が他都市と比較して高いこととの関連性が高いのか。(会長)

・その通りであると推測している。(事務局)

・大学生は、就学や就職等に関する悩みを抱えやすい。日本においては、「卒業して就職すること」が当たり前で、美德とされる傾向があると思う。大学を中退することや、就職先が決まらないこと等、他者と比較した自分の状況の違いが、生きづらさに繋がるのではないだろうか。(学生団体 SMILE)

・大学生の中でも、学年毎に抱えやすい悩みは異なるだろう。大学生の自殺の状況は学年毎に分かるのか。(会長)

・なかなか詳細なデータはない。(事務局)

・先般、学生の研究発表会で「若者は SNS の世界に居場所を求めている」旨の発表がされていた。近年、若者は対面で相談せず、SNS の中で助けを求める傾向がある。若者に対する自殺対策のアプローチ方法が難しい。(こころのカフェきょうと)

・現在、厚生労働省において、若年層の自殺対策として SNS 相談事業が実施されている。その実績報告によると、SNS の相談からリアルな世界での支援に繋げていくことが重要であり、各自治体はその繋ぎの役割を担うことの重要性が示されている。大人は SNS と現実の世界を区別して考えている。しかし一方で、子どもの頃から SNS の世界に接している若年層にとっては、SNS も現実の世界なのではないかと思う。SNS も現実世界である若年層への支援においては、SNS 上で解決できる支援も重要となるのではないかと考えている。(事務局)

#### ○「京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕における事業実施状況」

\*事務局から資料3-1について説明。

#### ○「京都市における主な自殺対策の実施状況について」

\*事務局から資料3-2について説明。

・資料3-2の中の「検索連動型広告・ツイッター広告事業」で、利用者の性や年代が把握できるのは、どのような仕組みなのか。利用者アンケートをとっているのか。(会長)

・恐らく、利用者が普段、Google や Yahoo! で利用しているページ等の情報から、性や年代を予想して推計しているのではないかと考えられる。(事務局)

・本事業実施後に電話相談件数が増加した等、事業実施効果は把握しているか。(会長)

・本事業のインターネット広告を見て電話したという市民は、事業開始当初の数箇月間は多かつ

た印象がある。(事務局)

・同じく資料3-2)の中の「ゲートキーパー養成のための研修」で、子育て関係者を対象とした研修は、平成28年度に実施されて以降、平成29年度も30年度も実施されていない。若者の自殺対策という視点では、子育て関係者を対象としたゲートキーパーの養成は重要である。積極的に実施していただきたい。(こころのカフェきょうと)

・妊産婦への支援者も含め、子育て関係者を対象としたゲートキーパー養成の重要性は認識している。平成28年度は、保育士会から依頼があって研修を実施した。団体毎に研修のやり方も違うので、毎年の実施は難しいと思うが、実施していきたい。(事務局)

・亀岡市においても、「ストレスマウンテン京都市版」のように「こころの体温計」というウェブ上でセルフストレスチェックができるシステムがある。亀岡市のアクセス数は毎年約1万件であると聞いており、京都市より多くアクセスされている。京都市においても、より多くアクセスしてもらえるような工夫が必要ではないだろうか。(京都司法書士会)

・こころの健康増進センターのホームページへの掲載、講演会やイベント等でPRしている。今後も、事業をより一層普及啓発できるように努めたい。(事務局)

・資料2)の中で、京都市においては40歳代・50歳代の女性の自殺死亡率が高いという説明があった。当協会で開催している電話相談の利用者も、40歳代・50歳代の女性が多い。電話相談を実施している中で、相談者自身の疾患をきっかけにして家庭が崩壊するパターンはよく聞く。(京都いのちの電話)

・相談者自身の疾患として多いのは、癌なのか。(会長)

・精神疾患や発達障害である。癌患者の場合は、家族の絆が深まり、家族から支援を受けられるパターンが多い。当協会に電話相談される精神疾患や発達障害の診断を受けた方は、家族からサポートが受けられず、自責の念や見捨てられ不安が強いので、容易に他機関の相談に繋げることができるような状態ではないことが多い。精神疾患や発達障害の診断を受けた方には、初期段階で、家族も含めた適切なサポートが必要である。(京都いのちの電話)

・中学生の問題行動は、十数年前は飲酒や喫煙等であったが、近年の問題は不登校やいじめ等に大きく変化している。近年の問題の背景には、親子の愛着障害、発達障害等が複合的に存在している。学校現場では、スクールカウンセラーとの連携のもと対応しているが、適切な支援者に繋げることが難しいと日々感じている。(京都市立中学校長会)

## イ その他(情報交換・意見交換)

・先日、9月5日に国から通知された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の促進に関する法律」(令和元年9月12日施行)について、どう思うか。(こころのカフェきょうと)

・法律の施行について個人的な意見を述べることは控えさせていただく。自殺対策に係る情報は、個人情報保護の観点から、国から提供されるデータが限られているうえに、データの活用方法の制限が厳しく、活用しにくいという状況である。(事務局)

・個人情報保護法においては、例外規定として、公衆衛生の向上や児童の健全育成の推進のために特に必要な場合に、同意を得ずとも第三者に提供できるとされている。例えば、児童虐待の場合は、児童の安全確保のために例外規定が適用されている。自殺対策においても、命を救うために、例外規定が適用されるべきであると考えている。(会長)

・精神疾患や発達障害をもつ方に適切に対応するためには、周囲の人々が、その方に関する情報がある程度把握しておく必要があると思う。このような場合、例えば教育現場において個人情報への取扱いはどのようにされているのか。(市民委員)

・生徒が発達障害の診断を受けた場合、親と相談しながら個別の支援計画を作成する。例えば、中学生の個別支援計画については、親の同意を得た上で、その支援計画を進学先の高等学校等に引き継ぎ、連携している。(京都市立中学校長会)

・SNS相談から現実世界での支援にどう繋げるのかは難しい課題であり、現時点で、こうすればよいという答えは見つからない。しかし、一つ確実に言えることは、若者はSNSの世界と現実の世界の両方で生活しているということである。若者特有の不安定な心情で、両方の世界で生活している。SNSの世界は、現実世界から逃避できる場所である反面、SNSの世界でも多数の関係が構築されていて、その中での生きづらさを抱えてしまうというリスクも持ち合わせており、SNSを使いこなせている若者は一部であると考えられる。(学生団体 SMILE)

・平成25年度から、京都市の補助を受けて、若者の自殺対策としてメール相談事業を実施している。メール相談については、10歳代から20歳代の方からの相談も多く、相談内容は学校のこと、家庭のことが多い。当センターで実施しているメール相談事業は、賃金が十分出せないため、職員が一人で対応しており、対応できる件数が限られる。今後、メール相談事業の予算の充実等お願いしたい。(京都自死・自殺相談センター)